

**群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金【大規模施設等】  
に係る相談窓口を6月17日（木）に開設します**

令和3年5月16日から6月13日までの間、本県に適用された「まん延防止等重点措置」において、県からの営業時間短縮等の要請に協力いただいた大規模施設等の運営事業者及び当該施設内のテナント事業者等を対象に協力金を支給します。

については、6月17日に協力金の相談窓口（コールセンター）を開設します。

**1 相談窓口（コールセンター）**

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日・土日祝日）

電 話：0570-077-370

備 考：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での相談は行いません。

※令和3年5月8日から6月13日までの間の協力金（飲食店）についても当該コールセンターで相談を受け付けています。

**2 協力金（大規模施設等）**

**(1) 支給対象者**

まん延防止等重点措置区域内における延床面積1,000平方メートルを超える大規模な集客施設において、5月16日（日）から6月13日（日）までの間、県からの要請に応じて時短営業等に協力いただいた大規模施設及び当該施設内のテナント・出店者

【参考（要請内容等）】 [https://www.pref.gunma.jp/05/am49\\_00081.html](https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00081.html)



**(2) 協力金額**

・事業規模に応じた協力金を支給

【参考（大規模施設等）】 [https://www.pref.gunma.jp/07/ct01\\_00012.html](https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00012.html)



**(3) 申請方法等 ※詳細は後日、県ホームページ等でお知らせします。**

・郵送、オンライン（専用サイト）での申請（7月中旬から受付開始予定）

※申請書類は、各行政県税事務所、市役所・町村役場、商工会議所・商工会にて配布予定